

業務委託仕様書

- 1 事業年度 令和4年度
- 2 委託業務名 令和4年度「吉野・高野・熊野の国」フォトコンテスト企画・運営実施委託事業
- 3 契約期間 契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

4 目的

三重県・奈良県・和歌山県にまたがる世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を中心とした地域の豊かな自然、歴史的・文化的魅力を発信し、新たなファンの獲得、将来的に何度も足を運んでもらう契機作りとするため、広報事業を展開する。

5 予算上限額

金400,000円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む。）

6 業務要件等

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んだ観光需要の今後の復活に備え、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を中心とした地域の「繰り返し訪れたくなる」魅力を実際に訪れた方目線で発信し、新鮮な着眼点・表現による訴求により、新たなファン層の開拓及びリピーターに繋げる。

(2) 対象地域

本事業により、広報の対象となる地域は奈良県・和歌山県・三重県の三県にまたがる世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」地域である。（別紙「資料範囲について」参照）

【参考：三県共同事業】

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」地域の観光資源を活用し、連携した観光振興を図るため、三重県・奈良県・和歌山県の三県で平成22年度以降共同して取り組んでいる〔「吉野・高野・熊野の国」三県共同事業〕。

近年の事業展開：

令和元年度 世界遺産登録15周年シンポジウム

令和2年度 世界遺産地域に宿泊した三県在住者を対象とした宿泊キャンペーン

令和3年度 世界遺産地域に宿泊した三県在住者を対象とした宿泊キャンペーン

(3) 業務概要

本業務の概要は次のとおりである。

① SNSを利用したフォトコンテストの企画業務

ア) 業務目的を達成するテーマ設定、タイトル・キャッチコピー等を提案すること。

※業務目的：

- ・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を中心とした地域の「繰り返し訪れたくなる」魅力の発見
 - ・新たなファン層及びリピーターの獲得
- イ) 選定者（30名程度）に対するプレゼント等参加へのインセンティブについて複数案提案すること。

なお、実行委員会を構成する三県（奈良県・三重県・和歌山県）が均等にアピールされるよう留意すること。

また、選定に対して贈呈されるという性質に相応しい内容とすること。

ウ) 選定作品の発表方法、紹介について提案すること。

エ) テーマに沿ったハッシュタグを設定すること。

なお、「吉野・高野・熊野の国」というフレーズは必ず使用すること。

オ) 効果的かつ実行性のある募集期間を定めること。

カ) 訴求性の高いデザイン、内容の広報について提案すること。

なお、以下に記載する必須事項を含めること。

《必須事項》

1. 投稿に係る必須事項

・テーマ

・指定ハッシュタグ

・撮影時期

令和2年から投稿の時までに撮影したものであること

・撮影場所

写真は世界遺産『紀伊山地の霊場と参詣道』地域（※）で撮影されたものであること

※三重県：尾鷲市、熊野市、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町

奈良県：五條市、吉野町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村

和歌山県：橋本市、田辺市、新宮市、かつらぎ町、九度山町、高野町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、串本町

2. 投稿者に関する事項

・応募作品、選定作品等に係るやりとりに必要な事項について定めること。

3. 応募期限

4. 選定作品の二次利用について

・選定作品は今後、「吉野・高野・熊野の国」事業のPR等に利用する可能性のある旨、記載すること

5. その他、企画の管理運営上必要な事項について、投稿者に対し明らかにすること。

② SNSを利用したフォトコンテストの運営実施業務

〈ア 募集・広報業務〉

- ・募集及び広報用SNSアカウントを立ち上げ、これを適宜運営すること
- ・当該フォトコンテストの周知と参加促進のために効果的な広報を行うこと。
なお、エントリー数100名程度を目標に実施すること。
- ・コンテスト応募者や選定者等との調整他に従事すること。

〈イ 応募作品の整理・管理、とりまとめ業務〉

- ・応募作品を適切に集約、整理し、これを管理すること。
- ・応募期限到来後速やかに応募作品をとりまとめ、実行委員会事務局へ提出すること。
その際、実行委員会の選定作業に資する形式となるよう留意すること。
- ・応募作品は、選定された場合二次利用を予定することを踏まえ、適した形式で管理、保存するよう留意すること。

〈ウ 選定者へのインセンティブの確保・発送及び選定作品の発表業務〉

- ・6(3)①イ)で提案したインセンティブについて、実施スケジュール、業務期間に留意し、確実に確保・選定者へ発送すること。
- ・選定作品の発表について、実施スケジュール、業務期間に留意し、確実に実施すること。

③実施スケジュール

- ・実行委員会事務局の選定作業（概ね2週間）やその他業務、事業完了期限等に留意したスケジュール設定とすること。
- ・全ての業務が契約期間内（完了期限：令和5年3月24日（金））に完了すること。

④打合せ協議

本業務を履行するにあたり、必要に応じて協議を実施すること。

(4) 特記事項

著作権等権利関係が存在する場合は、受託者は必要な調整を十分行い、万一、損害等生じた時は、受託者の責任と負担において補償等を行うこと。

また、著作物の使用にあたって使用料等が必要な場合は、委託料に含むものとする。

7 その他の事項

(1) 成果報告

本業務の成果報告は、下記により行うこと。

- ①業務完了報告書（委託者指定の様式）・・・・・・・・・・3部（提出期限令和5年3月24日（金））
- ②実施経過報告（実施計画書含む）・・・・・・・・・・1部（提出期限令和5年3月24日（金））
- ③①、②の電子データ一式（提出期限令和5年3月24日（金））

(2) 著作権等

本成果品の著作権は、「吉野・高野・熊野の国」三県共同事業実行委員会に帰属する。

(3) 秘密の遵守

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品について、実行委員会の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。